

令和7年1月

かずさ水道広域連合企業団議会
定例会会議録

かずさ水道広域連合企業団

令和7年1月
かずさ水道広域連合企業団議会定例会会議録

○招集年月日 令和7年1月28日
○招集の場所 かずさ水道広域連合企業団議場
○開会の日時 令和7年1月28日 午後1時59分
○閉会の日時 令和7年1月28日 午後2時44分
○出席議員

1番	稲毛茂徳君	2番	湯浅榮君
3番	小国勇君	4番	三富敏史君
5番	石井志郎君	6番	高橋健治君
7番	石上壘君	8番	高橋明君
9番	神蔵五月君	10番	座親政彦君
11番	近藤忍君	12番	芥藤高根君
13番	川名寛章君		

○出席説明者

広域連合企業長	渡辺芳邦君	副広域連合企業長	高橋恭市君
事務局長	鈴木茂之君	技師長	鶴村均君
総務課長	鈴木光教君	企画財政課長	佐野礼征君
経理課長	鳥部裕志君	業務課長	渡部肇君
計画課長	小澤章二君	用水供給課長	齊藤新一君
工務課長	中村忠男君	施設管理課長	鈴木良彦君
計画課副技監	一色崇史君	工務課副技監	鴫田勝君
施設管理課副技監	林豊君	経理課副課長	澤邊成代君
用水供給課副課長	松井紀裕君	用水供給課副課長	加藤正志君
工務課副課長	白石晃君	計画課主幹	開田智彦君
経理課主幹	金木孝宏君	総務課人事給与班長	勝山俊彦君
企画財政課企画財政班長	齋藤慎也君	業務課業務班長	増田政弘君
計画課計画班長	城野秀明君	計画課調整班長	碓井宏樹君
監査委員	露崎善男君		

○出席事務局職員

議会事務局長	綱島利明	書記	佐藤唯一郎
書記	小泉絵利香	書記	寺本有也

○議事日程

日程第1	議席の指定
日程第2	会期の決定

日程第 3	会議録署名議員の指名
日程第 4	議案の上程
議案第 1 号	令和 6 年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計補正予算 (第 2 号)
議案第 2 号	令和 7 年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計予算
議案第 3 号	かずさ水道広域連合企業団布設工事監督者の配置基準及び 資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正 する条例の制定について
議案第 4 号	かずさ水道広域連合企業団個人情報の保護に関する法律施行 条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 5 号	かずさ水道広域連合企業団企業職員の給与の種類及び基準に 関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 6 号	水道料金債権の放棄について
日程第 5	広域連合企業長の提案理由説明
日程第 6	議案審議

○議事日程に付した事件 議事日程のとおり

~~~~~

## 開 会

(令和 7 年 1 月 28 日 午後 1 時 59 分)

**議長(斉藤高根君)** それでは皆さま、こんにちは。これより令和 7 年 1 月かずさ水道広域連合企業団議会定例会を開会いたします。本日の出席議員は 13 名で全議員の出席を認めます。

議事日程について申し上げます。これからの議事は、皆様のお手元に配布しております日程表に基づいて進行させていただきます。

なお、本会議での発言は、感染症対策のため、すべて着座にてお願いをいたします。

また、議案説明のため、地方自治法第 121 条の規定により、広域連合企業長、副広域連合企業長及び事務局長ほか、事務局職員の出席を求めましたので御了承願います。

なお、本日の事務局出席者については、座席表をお手元に配布してありますので、御参照ください。

~~~~~

諸 般 の 報 告

議長(斉藤高根君) 日程に先立ちまして、諸般の報告をいたします。

監査委員から地方自治法第 199 条の規定による定期監査及び地方自治法第 235 条の 2 の規定による例月出納検査の結果について報告がありました。

お手元に写しを配付しておきましたので、御了承願います。
諸般の報告は、以上であります。

.....

議 席 の 指 定

議長(斉藤高根君) これより日程に入ります。日程第1、議席の指定を行います。
議席は、ただ今御着席の氏名標のとおりと指定いたします。

.....

会 期 の 決 定

議長(斉藤高根君) 続きまして日程第2、会期の決定を行います。
お諮りいたします。
本定例会の会期を本日1日限りとすることに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

議長(斉藤高根君) 御異議ないものと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

.....

会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

議長(斉藤高根君) 続いて日程第3、会議録署名議員の指名をいたします。
本件につきましては、かずさ水道広域連合企業団議会会議規則第97条の規定により、議長において指名をいたします。
会議録署名議員に議席番号9番神蔵五月君、議席番号13番川名寛章君を指名いたします。

.....

広 域 連 合 企 業 長 あ い さ つ

議長(斉藤高根君) 次に、広域連合企業長から招集のあいさつがあります。
広域連合企業長(渡辺芳邦君) 皆さまこんにちは。本日ここにかずさ水道広域連合企業団令和7年1月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御多用の中、出席を賜り、誠にありがとうございます。
令和6年能登半島地震から1年が経ちました。被災地は9月に豪雨被害がありました。が、1日も早い復旧・復興を心よりお祈り申し上げます。

災害対応については、当企業団から現地に52日間、延べ208人の職員を派遣し、給水活動を行いました。派遣した職員からは、半島特有の道路状況による給水活動の難しさ、また耐震化の重要性について改めて考えさせられたと聞いております。

かずさ水道の配水区域も半島という点で能登と地形が似ており、この震災で得た教訓を生かし、災害に強い水道を目指すべく、施設及び管路の耐震化、自家発電設備の設置を引き続き進めて参ります。

また、令和7年度から、基本計画に掲げる6つの施設統廃合事業のうち最も規模が大きい上烏田浄水場配水池等整備事業が、本格的に始まる予定となっております。

住民の皆様へ安定した「命の水」を届けるため、日々業務に邁進して参りますので、議員の皆様方におかれましては、より一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

本日、上程した議案は6件でございます。

詳細は、後程説明いたしますが、十分なるご審議をいただきますようお願い申し上げます。招集のご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

.....

議 案 の 上 程

議長(斉藤高根君) はい。ありがとうございます。日程第4、議案の上程を行います。

議案第1号から議案第6号までを一括上程いたします。

議案はお手元に配付いたしましたとおりであります。

.....

広 域 連 合 企 業 長 の 提 案 理 由 説 明

議長(斉藤高根君) 日程第5、広域連合企業長に提案理由の説明を求めます。

広域連合企業長(渡辺芳邦君) 議長。

議長(斉藤高根君) 渡辺企業長。

広域連合企業長(渡辺芳邦君) それでは、本日提案いたします、議案の概要につきまして、御説明申し上げます。今議会に提出いたしました議案は6件でございます。

議案第1号「令和6年度水道事業会計補正予算第2号」でございますが、千葉県人事委員会勧告に伴う人件費等の増額補正や取水ポンプの故障に伴う受水費の増額の他、郵便料金の増額改定など所要の経費を補正するものでございます。

議案第2号「令和7年度水道事業会計当初予算」でございますが、統合広域化基本計画や水道ビジョンに掲げる施設整備水準の改善を国からの交付金等の特定財源を活用しながら、着実に推進していくための事業費を計上するとともに、災害対応力の強化を図り「強靱な水道」を計画的に構築するため令和7年度予算について議会の議決を得ようとするものでございます。

議案第3号「かずさ水道広域連合企業団布設工事監督者の配置基準及び資格並びに水道技

術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例の制定について」でございますが、水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正に伴い、関係条例を整備するものでございます。

議案第4号「かずさ水道広域連合企業団個人情報保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例の制定について」でございますが、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例を整備するものでございます。

議案第5号「かずさ水道広域連合企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」でございますが、令和6年の人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告を踏まえ、関係条例を整備するものでございます。

議案第6号は「水道料金債権の放棄について」、議会の議決を得ようとするものでございます。

以上が本日の議案の概要でございますが、詳細につきましては事務担当者が説明いたしますので、十分御審議くださるようよろしくお願いいたします。

.....

議 案 審 議

議長(斉藤高根君) はい、ありがとうございました。続きまして日程第6、議案等審議を行います。

まず、議案第1号を議題とします。事務局長に補足説明を求めます。

事務局長(鈴木茂之君) 議長。

議長(斉藤高根君) 鈴木茂之事務局長。

事務局長(鈴木茂之君) それでは、議案第1号「令和6年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計補正予算(第2号)」について御説明させていただきます。

インデックス「補正資料」の「令和6年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計補正予算(第2号)の概要」を御覧ください。

今回の補正予算案は水道事業の部及び水道用水供給事業の部において、収益的収支及び資本的収支の補正、債務負担行為の廃止を行うものでございます。

始めに「1 収益的収支」でございますが、水道事業の部で表の中ほど、水道事業費用で5,725万4千円の増額でございます。

主な内訳といたしましては、全て営業費用となっており、千葉県人事委員会勧告に基づく給与改定に係る人件費の増額補正を所要の科目で行うものでございます。

また、業務費において令和6年10月からの郵便料金改定に伴い、使用者に発送する納入通知書等に係る郵送料に不足が見込まれるため増額補正を行うものであります。

次に、君津市域の原水及び浄水費において、井戸のポンプ設備の故障により取水量が不足する分を用水供給事業の受水により賄うため、受水費の増額補正を行うものであります。

この結果、税抜きの純損益は、表の最下段に記載のとおり、5,452万6千円減少いたしまして3億5,764万3千円となる見込みでございます。

続きまして、2ページをお開きください。

次に、水道用水供給事業の部で、表の中ほど水道事業費用で3,173万9千円の増額でございます。

主な内容といたしましては、水道事業と同様に、千葉県人事委員会勧告に基づく給与改定

に係る人件費の増額補正などを行うものです。

この結果、税抜きの純損益は、表の最下段に記載のとおり、3, 167万7千円減少して6億653万4千円の純損失となる見込みでございます。

次に3ページを御覧ください。

「2資本的収支」ですが、水道事業の部で表の中ほど、資本的支出で134万2千円の増額でございます。

これも収益的収支と同様に、千葉県人事委員会勧告に基づく給与改定に伴い、増額補正を行うものでございます。

この結果、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額が、25億2,627万7千円となりますが、損益勘定留保資金等で補てんするものとしたします。

なお、水道用水供給事業の部では資本的収支の補正はございません。

次に、3債務負担行為でございます。

これは、水道事業の部において、既決の債務負担行為設定事業の1件を、事業の実施時期の見直しに伴い廃止しようとするものでございます。

説明は、以上でございます。

議長(斉藤高根君) はい、ありがとうございました。補足説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(斉藤高根君) 質疑がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより、討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(斉藤高根君) ないものと認め、討論を打ち切ります。

これより、第1号議案について採決を行います。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長(斉藤高根君) ありがとうございました。挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長(斉藤高根君) 次に議案第2号を議題といたします。事務局長より補足説明を求めます。

事務局長(鈴木茂之君) 議長。

議長(斉藤高根君) 鈴木事務局長。

事務局長(鈴木茂之君) それでは、議案第2号「令和7年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計予算」について、御説明いたします。

インデックス「当初資料」の「令和7年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計当初予算の概要」を御覧ください。

令和7年度も、国の交付金などの外部資金の確保に努めながら施設整備を着実に推進するとともに、災害対応力の強化を図り「強靱な水道」を構築するための予算を計上してございます。

次に、カッコ1の水道料金収入でございますが、水道事業の水道料金収入は、人口減や節水意識の高まりに伴う有収水量の減少などの理由により、令和6年度予算の96億200万円から900万円減の、95億9,300万円となる見込みです。

水道用水供給事業の料金収入は、受水団体の取水設備故障に伴い、自己水の不足を水道用水の供給で賄うため給水量が増加となり、前年度予算額から3,200万円増となる61億

3, 100万円となる見込みです。

続きまして、カッコ2の施設更新・耐震化事業費の確保でございますが、国の統合広域化交付金等を合計で17億2千万円を計上し、施設整備を推進してまいります。

建設改良費の改良事業費では、水道事業で計77億3千万円、水道用水供給事業で計9億3千万円を計上しており、管工事や施設の耐震化など下に記載の主要事業に加え、施設統廃合事業である上烏田浄水場配水池等の整備などを進めてまいります。

次に、カッコ3の災害対策への取組では、これまでの災害による経験などを踏まえ、災害対応力の強化に向けた取り組みを推進するための経費を計上しております。

主な取組としまして、君津市域の三直増圧ポンプ場自家発電設備設置など非常用自家発電機の整備を行うほか、新たな災害対策として、災害対策基本計画に定める通信手段の確保のため、衛星電話の導入に要する経費を計上しております。

続きまして、2ページをお開きください。

令和7年度予算案の内容について御説明いたします。

まず、水道事業の令和7年度の業務の予定量です。

給水予定量は、3,832万7,176^m³、給水戸数14万883戸、給水人口31万7,564人です。

水道用水供給事業では、年間5,157万2,660^m³の給水量を予定しております。

次に2収益的収支の状況です。

水道事業の部では、水道事業収益は前年度並みを確保するものの、水道事業費用は事業推進による減価償却費の増や、物価高騰の影響などにより増加し、表の一番下に記載のとおり純損益は前年度の4億1,200万円から1億7,500万円減の2億3,700万円を予定しております。

3ページを御覧ください。

続きまして、水道用水供給事業の部では、水道事業収益は前年度並みを確保するものの、水道事業費用では、老朽化が進む施設の故障や長寿命化のための修繕工事費が増加したことなどにより、費用全体では前年度を上回る結果、純損失は前年度から5,000万円拡大し、6億2,500万円を予定しております。

続きまして、4ページをお開きください。

3資本的収支の状況です。

本表におきましては、比較対象とする令和6年度当初予算が、国の補正予算に対応し、令和5年度補正予算と一体とする予算としたため、増減額が多くなっています。

次の5ページに参考としてお示しするものが、合算後の令和6年度予算との比較となりますので、こちらで御説明させていただきます。

5ページを御覧ください。

カッコ1水道事業の部では、表の中ほど、資本的支出における改良事業費が約7億5,000万円伸びておりますが、事業執行を加速することに加え物価高騰による工事価格等の増加が影響しています。

カッコ2水道用水供給事業の部では、浄水場施設建替えに要する事業用地の購入費を計上するものの、改良事業費が減額するため支出全体では減少となり、対応して収入も減少しております。

説明は以上でございます。

議長(斉藤高根君) はい、ありがとうございました。補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

議員(小国勇君) はい。

議長(斉藤高根君) はい。小国議員。

議員(小国勇君) こんにちは。インデックスの当初予算当初資料の1ページ、かずさ水道広域連合企業団水道事業会計当初予算の概要の、一番下の災害対策への取り組みということで、今回の自家用発電機の整備、非常用発電機の借上げ、衛星電話の導入、非常用給水袋等々の購入ということなんですけど、この予算の内訳について伺いたいと思います。

企画財政課長(佐野礼征君) はい。

議長(斉藤高根君) 佐野企画財政課長。

企画財政課長(佐野礼征君) 答弁申し上げます。令和7年度予算における災害対策への取組には、約3,000万円を計上しております。その内訳は自家用発電機の整備に約1,450万円、災害時に備え非常用自家発電機の借上げや、燃料代等に約550万円、災害時の通信手段を確保するため、災害対策の拠点となる本庁舎及び大寺・十日市場の両浄水場に1台ずつ、合計3台の衛星電話を整備するため、約270万円、給水袋1万8千枚の購入や災害用給水タンクなど災害時に備え備蓄すべき資材の購入費として、約750万円となっております。

これは、令和7年度単年度の経費の計上でございますが、自家用発電機の整備や備蓄資材の購入は計画等に基づき実施しているところでございます。

令和6年度末時点においては、非常用給水袋は7万5千枚、災害用給水タンクは20基の備蓄を見込んでおりますが、次年度以降についても整備計画や必要な備蓄量、使用状況などを勘案し、引き続き計画的に予算を計上してまいりたいと考えております。以上でございます。

議員(小国勇君) はい。

議長(斉藤高根君) はい。小国議員。

議員(小国勇君) そうですね、備蓄用の非常用給水袋は7万5千枚、災害用の給水タンクは20基というところですけれど、皆さん御承知のとおり令和元年の台風ではこちらの方すごい大きな被害が出たと思うんですけれども、その際にも長期間停電が続いて断水したということでもありますけれど、今回三直のポンプ場自家発電機設置工事ということで、設置によって何戸くらいの停電・断水のリスクが減るのか。

また、これまで計画的に整備をしてきたと思うんですけれど現在までの整備状況、また、今後の未対策地域への対応があればお伺いしたいと思います。

計画課長(小澤章二君) はい。

議長(斉藤高根君) 小澤計画課長。

計画課長(小澤章二君) 令和元年の台風では、4市域で最大約18,810戸の断水が発生しました。その後、当企業団では影響戸数100戸以上の断水が回避できるよう自家用発電機の整備を進め、計画では令和10年度末までに16施設に設置することとしておりまして、令和5年度末までに13施設の設置が完了しています。

今現在、停電対策が未対応なため断水する戸数につきましては、統廃合事業により対策が不要になるものも含めると約8,500戸ございます。今後、統廃合事業や自家用発電機の整備が完了すれば、令和10年度末には影響件数は約800戸に縮小される見込みでございます。

なお、令和7年度につきましては、君津市の三直増圧ポンプ場に自家用発電機を設置する予定でございまして、これにより約300戸の断水を回避できることとなります。

今後は、君津市の大戸見浄水場と大戸見1号井にも設置をし、これにより令和10年度末

には100戸以上に影響がある地域の断水は回避できる見込みでございます。

また、影響戸数が100戸未満の地域につきましては、発電機のリースによる施設の稼働や、給水車及び仮設水槽などによる応急給水で対応する予定でございます。以上でございます。

議員(小国勇君) はい。

議長(斉藤高根君) 小国議員。

議員(小国勇君) 確かに、災害対応としては自家発電機等々の設置も必要かなと思うんですけど、やはり、建物が被災した際には非常用発電機が必要かと、まず、水を送るには、老朽管の更新も必要かなと思うんですけども、老朽管の耐震化も進めていかなくてはならないことも踏まえて、予算編成の中でどのような検討がなされたのか伺いたいと思います。

計画課長(小澤章二君) はい。

議長(斉藤高根君) 小澤計画課長。

計画課長(小澤章二君) 当企業団の管路更新につきましては、脆弱性のある石綿セメント管や、塩ビ管、普通铸铁管を「老朽管」と定め、優先的に更新をしてきましたが、現在は、漏水多発地区や病院などの重要給水施設への配水管、比較的大口径の管路など、自家用発電機を設置する施設への管路も含め、重要度や断水時の影響度が高い管路を優先して更新していくものとしております。以上でございます。

議員(小国勇君) はい。

議長(斉藤高根君) 小国議員。

議員(小国勇君) よく昔、天災は忘れたころにやってくると言われておりましたけれど、今現在、世界各国、日本国内一年を通して大雪、台風、ゲリラ豪雨、また大地震のリスクが高まっている中で、災害の備えは必要かなと思っております。そういったことを踏まえまして、災害のリスクに対応できるようしっかりと対策を講じて、計画的に進めていただければとそうのように思っております。以上です。

議長(斉藤高根君) はい。ほかに。

議員(石上壘君) はい。

議長(斉藤高根君) 石上議員。

議員(石上壘君) はい、君津市石上です、よろしくお願いたします。説明いただいた当初資料2ページ1業務の予定量というところなんですけれども、令和6年度と令和7年度の年間総給水量、年間有収水量より有収率を算定すると予測値ではありますが、令和6年度が84.1%、令和7年度が83.2%になります。過去の有収率について、どの程度変動があるのかお伺いします。

施設管理課長(鈴木良彦君) はい。

議長(斉藤高根君) 鈴木施設管理課長。

施設管理課長(鈴木良彦君) 過去の有収率についてお答えします。

令和元年度が84.0%、令和2年度も同じく84.0%、令和3年度は0.4ポイント上昇して84.4%、令和4年度は0.4ポイント減少して84.0%、令和5年度も0.9ポイント減少して83.1%です。以上でございます。

議員(石上壘君) はい。

議長(斉藤高根君) 石上議員。

議員(石上壘君) 水道事業が統合してから有収率、83から84%で推移していることがわかりました。では、この有収率が向上しないのは、どのような要因によるものなのかお伺いします。

施設管理課長(鈴木良彦君) はい。

議長(斉藤高根君) 鈴木施設管理課長。

施設管理課長(鈴木良彦君) かずさ水道で有収率を引き下げる要因は、漏水によるものでございます。

この漏水には、漏水修繕と老朽管の更新で対策していくほかありませんが、漏水修繕の件数は、配水管と給水管を含めて年間1,200件ほどあり、毎年地下漏水を衛星や音聴等により調査を行い、早期に漏水修繕することに努めているものの、統合した令和元年度から漏水修繕件数が顕著に減少するなどといった変化はなく、毎年新たに別の場所で漏水が発生している状態です。

漏水件数が減少しない理由としては、漏水多発箇所を選定して管路の更新を実施しておりますが、いまだに老朽管は34%ほど存在していることから、疲労した管が更新により健全化する一方で、そのしわ寄せがこれまであまり漏水していなかった老朽管へ移るため、漏水の件数が変わらないものと思われれます。

この状態は、管路更新で老朽管がある程度解消するまでは続くものと思われれますので、引き続き漏水探査による漏水修繕を行っていくと共に、最新技術の動向に注視していきたいと考えています。以上でございます。

議員(石上壘君) はい。

議長(斉藤高根君) 石上議員。

議員(石上壘君) 有収率が向上するには、管路更新で老朽管がある程度解消するまで続くと思われるということですが、令和7年度の管路更新については、漏水対策としてどのような計画があるのかお伺いします。

工務課長(中村忠男君) はい。

議長(斉藤高根君) 中村工務課長。

工務課長(中村忠男君) 工務課よりお答えいたします。令和7年度の建設改良費では、73本の管工事を予定しております。このうち、漏水が多発している区域での管工事は、13本を計画しております。以上です。

議員(石上壘君) はい。

議長(斉藤高根君) 石上議員。

議員(石上壘君) 漏水解消のために行っている工事があることはわかりました。しかし、73本中13本というのは少々少ないような気がするものですが、計画の考え方についてお伺いします。

工務課長(中村忠男君) はい。

議長(斉藤高根君) 中村工務課長。

工務課長(中村忠男君) 73本中13本ですので、本数で言いますと割合は18%となります。これを更新延長ということで申しますと、この13本で9.4km更新予定するつもりですので、73本全体では39.4kmでございますので、延長での割合としますと24%、おおよそ4分の1が漏水対策での工事となります。

この割合は、現状ではおおむね妥当と思っておりますが、漏水の現状などを考慮し、今後も適切な場所や距離を設定していくことが重要だと考えております。以上でございます。

議員(石上壘君) はい。

議長(斉藤高根君) 石上議員。

議員(石上壘君) 漏水解消のために、全体の4分の1の工事を行っていくことで、割合的には妥当であるということが言われておりました。先ほどありました、漏水解消のための工事の

割合であったり、衛星を使った漏水箇所の調査、適切な場所や距離の設定ですね。そういったところの効果を見極めつつ、AIのような新たな技術を組み合わせ、漏水箇所の更なる早期発見と解消を目指して、先進的な技術の調査研究をぜひ行っていただきたいと存じます。

今後とも有収率の向上のために引き続き漏水修繕・管路更新を計画どおり進めていただきたいと思います。以上です。

議長(斉藤高根君) はい。ほかに。

議員(近藤忍君) はい。

議長(斉藤高根君) 近藤議員。

議員(近藤忍君) 議案第2号に示されました一時借入金について、お聞きしたいしたいと思います。昨年度起きました能登地震では、管を入れている道路そのものが崩壊することによって、迂回管とか多大な工事が発生し、現場は大変なことになってきたというのは、皆さんテレビで見て承知しているところだと思います。

今回、水道事業で一時借入金の限度額として8億円、そして、用水供給事業では、限度額5億円ということで、新たな設定が行われております。本企業団は、それなりに現金も持っておりますので、基本的に借入れを行うことなく、一般的な工事であれば対応可能かと思うのですが、大規模工事が発生した時、大規模災害が発生した時にかなりの支出が起きる可能性もある中、この8億と5億というものを設定した根拠をお示しいただければと思います。

企画財政課長(佐野礼征君) はい。

議長(斉藤高根君) 佐野企画財政課長。

企画財政課長(佐野礼征君) お答えいたします。今回、一時借入金に設定した根拠でございますが、給水料金の1か月相当額ということでお願いしてございます。

支出については、工事を行ってすぐ支出ということにはならないことが一般的でございますので、その間に対応させていただく金額として、一時借入れさせていただきまして、その後、速やかに補正予算を組むなどしてですね、対応してまいりたいと考えております。

議員(近藤忍君) はい。

議長(斉藤高根君) 近藤議員。

議員(近藤忍君) 了解しました。補正予算を組んでってということですが、臨時議会での対応等とかになりますと、なかなか速やかな対応が遅れる可能性もございます。大規模な災害が起き、万が一このような事態になった時には、専決処分で物事を進めることも前提にこの額で設定してるということで理解してよろしいでしょうか。

企画財政課長(佐野礼征君) はい。

議長(斉藤高根君) 佐野企画財政課長。

企画財政課長(佐野礼征君) はい、お答えいたします。議員おっしゃるとおりですね、場合によっては専決処分により補正予算を組ませていただいて、処理をしてですね、支出の方を進めさせていただきたく考えております。以上でございます。

議員(近藤忍君) はい。

議長(斉藤高根君) 近藤議員。

議員(近藤忍君) 議会としてもその旨は了解しました。後で専決処分についての承認事項ということで、議案に上がってくるというもので理解いたします。以上です。

議長(斉藤高根君) ほかに。

(「なし」の声あり)

議長(斉藤高根君) 質疑ありませんか。質疑終局と認めます。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(斉藤高根君) ないものと認め、討論を打ち切ります。

これより、議案第2号について採決を行います。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長(斉藤高根君) 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長(斉藤高根君) 次に、議案第3号を議題といたします。事務局長より補足説明を求めます。

事務局長(鈴木茂之君) 議長。

議長(斉藤高根君) 鈴木事務局長。

事務局長(鈴木茂之君) それでは、議案第3号「かずさ水道広域連合企業団布設工事監督者の配置基準及び資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例の制定について」御説明させていただきます。

インデックス議案第3号の1ページをお開きください。

本件は、水道法施行令及び水道法施行規則が令和7年4月1日から一部改正されることに伴い、関係条例の改正を議案としてお諮りするものであります。

今回の改正ですが、水道法施行令及び施行規則の一部改正により、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件が見直されたことを踏まえ、当企業団の資格要件も改正するものであります。

主な改正内容といたしましては、布設工事監督者の資格要件区分として学歴及び学科要件に機械工学科及び電気工学科等を新設、また技術上の実務経験の見直しとして、水道以外の水道関連分野に関する経験年数の算入を可能としたものであります。説明は以上となります。

議長(斉藤高根君) はい、ありがとうございます。補足説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(斉藤高根君) 質疑がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより、討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(斉藤高根君) ないものと認め、討論を打ち切ります。

これより、議案第3号について採決を行います。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長(斉藤高根君) はい。ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長(斉藤高根君) 次に議案第4号を議題といたします。事務局長より補足説明を求めます。

事務局長(鈴木茂之君) 議長。

議長(斉藤高根君) 鈴木事務局長。

事務局長(鈴木茂之君) それでは、議案第4号「かずさ水道広域連合企業団個人情報の保護に

関する法律施行条例の一部を改正する条例の制定について」につきまして、御説明させていただきます。

インデックス「議案第4号」5ページをお開きください。本件は、令和4年法律第67号「刑法等の一部を改正する法律」の施行に伴い「懲役」が廃止され「拘禁刑」が創設されることから、必要な整備を行うため、改正条例の制定を議案としてお諮りするものでございます。

条例原案は、記載のとおりとなります。説明は以上でございます。

議長(斉藤高根君) はい。補足説明が終わりました。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(斉藤高根君) 質疑ありませんか。質疑ないものと認めます。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(斉藤高根君) ないものと認め、討論を打ち切ります。

議案第4号について採決を行います。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長(斉藤高根君) はい、ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長(斉藤高根君) 次に議案第5号を議題といたします。事務局長より補足説明を求めます。

事務局長(鈴木茂之君) 議長。

議長(斉藤高根君) 鈴木事務局長。

事務局長(鈴木茂之君) それでは、議案第5号「かずさ水道広域連合企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」御説明させていただきます。

インデックス「議案第5号」7ページをお開きください。

本件は、令和6年の人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告を踏まえ、給与制度の見直しを行うこととし、改正条例の制定を議案としてお諮りするものでございます。

主な改正点でございますが、配偶者の働き方に関する社会状況の変化や少子化対策に対応するため、配偶者に係る扶養手当の廃止と子に係る手当額の引き上げを段階的に実施すること。また、管理職の緊急対応等、勤務実態に応じた処遇を確保するため、平日深夜に係る管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯を午後10時から午前5時までとすることです。説明は以上でございます。

議長(斉藤高根君) はい。補足説明が終わりました。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(斉藤高根君) 質疑ないものと認めます。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(斉藤高根君) ないものと認め、討論を打ち切ります。

議案第5号について採決をいたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長(斉藤高根君) はい、ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長(斉藤高根君) 続きまして、議案第6号を議題といたします。事務局長より補足説明を求めます。

事務局長(鈴木茂之君) 議長。

議長(斉藤高根君) 鈴木事務局長。

事務局長(鈴木茂之君) それでは、議案第6号「水道料金債権の放棄について」の、御説明をさせていただきます。

インデックス「議案第6号」9ページを御覧ください。

消滅時効の期間が経過した水道料金債権につきまして、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を得ようとするものでございます。

1つとして債権の種類は、水道料金債権です。2つとして債権額は7,531,879円になります。3つとして債務者は751人です。

なお、調定件数の合計は、1,442件でございますが、この件数は、請求月毎の調定件数で、一人で2調定以上の債務者がいるためでございます。実人数は751名となります。

債権の概要については、表に記載のとおりです。説明は以上でございます。

議長(斉藤高根君) はい。補足説明が終わりました。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(斉藤高根君) 質疑はないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより、討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(斉藤高根君) ないものと認め、討論を打ち切ります。

議案第6号について採決を行います。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長(斉藤高根君) はい、ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長(斉藤高根君) 以上をもちまして、今期定例会に付議されました案件の全てを議了いたしました。

~~~~~

## 広域連合企業長あいさつ

**議長(斉藤高根君)** ここで、広域連合企業長から閉会のごあいさつがあります。広域連合企業長。

**広域連合企業長(渡辺芳邦君)** それでは閉会に当たりまして、一言、御礼のごあいさつを申し上げます。

本定例会に提案いたしました議案につきましては、原案どおり可決をいただき、誠にありがとうございました。

今後とも、議員皆様の御指導とお力添えをお願い申し上げ、閉会に当たってのあいさつとさせていただきます。

本日はありがとうございました。

~~~~~

閉 会

議長(齊藤高根君) これをもちまして、令和7年1月かずさ水道広域連合企業団議会定例会を閉会いたします。御苦勞様でした。

(令和7年1月28日 午後2時44分)

以上、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するために署名する。

令和7年3月4日

かずさ水道広域連合企業団議会議長 齊 藤 高 根

同 会議録署名議員 神 蔵 五 月

同 会議録署名議員 川 名 寛 章